

■ 臨床研修病院の開設者の変更の取扱い

国の運用上、臨床研修病院の移転・病院の再編・開設者の変更に際し、**一定の要件**を満たす場合、報告書の提出及び地域医療対策協議会への報告を経て、指定継続を行うこととしている。

（要件） 移転等前後における病院の規模、機能及び開設者の異同並びに移転等の範囲を総合的に勘案し、**病院としての同一性**が認められる場合で、さらに指定基準を満たしている場合

※ 臨床研修病院の指定を一度取消し、改めて指定を行うと、手続上、指定がされていない空白期間が存在し、研修が実施できなくなる等、臨床研修病院及び研修医に対して直接的な影響をきたすことになる。

■ 臨床研修病院の開設者変更に係る報告について

1 対象病院	変更前	変更後
開設者	国立大学法人 東京医科歯科大学	国立大学法人 東京科学大学
病院名	東京医科歯科大学病院	東京科学大学病院

2 変更日 ： 令和6年10月1日

3 変更前後の状況 ： 開設者及び病院名のみ変更あり
二次医療圏、病床数、診療科、病院の機能、医師数、研修医定員…**大幅な変更なし**

▶ 上記対象病院について、変更後の病院が指定基準を満たすとともに、開設者変更前後において、二次医療圏、病床数等大幅な変更はなく、病院としての同一性が認められることから、指定継続とする。

■ 臨床研修病院の指定取消について（取消申請 1 病院）

協力型臨床研修病院の指定取消について

- 1 申請病院 : (基幹型病院) 学校法人東邦大学 東邦大学医療センター大森病院
- 2 指定取消対象病院: (協力型臨床研修病院) 医療法人社団 隆靖会 墨田中央病院
- 3 指定取消期日 : 令和7年3月31日
- 4 指定の取消しを受けようとする理由 : 研修医がいないため。
- 5 現に臨床研修を受けている研修医の扱い: (研修医なし)

▶ 上記の対象病院について、協力型臨床研修病院の指定を取り消すことが相当と認められることから、指定を取り消す。